



## 中堅・中小企業のお客さまへのサポート、地域の活性化への取組

### 中堅・中小企業のお客さまへのサポート態勢 および方針

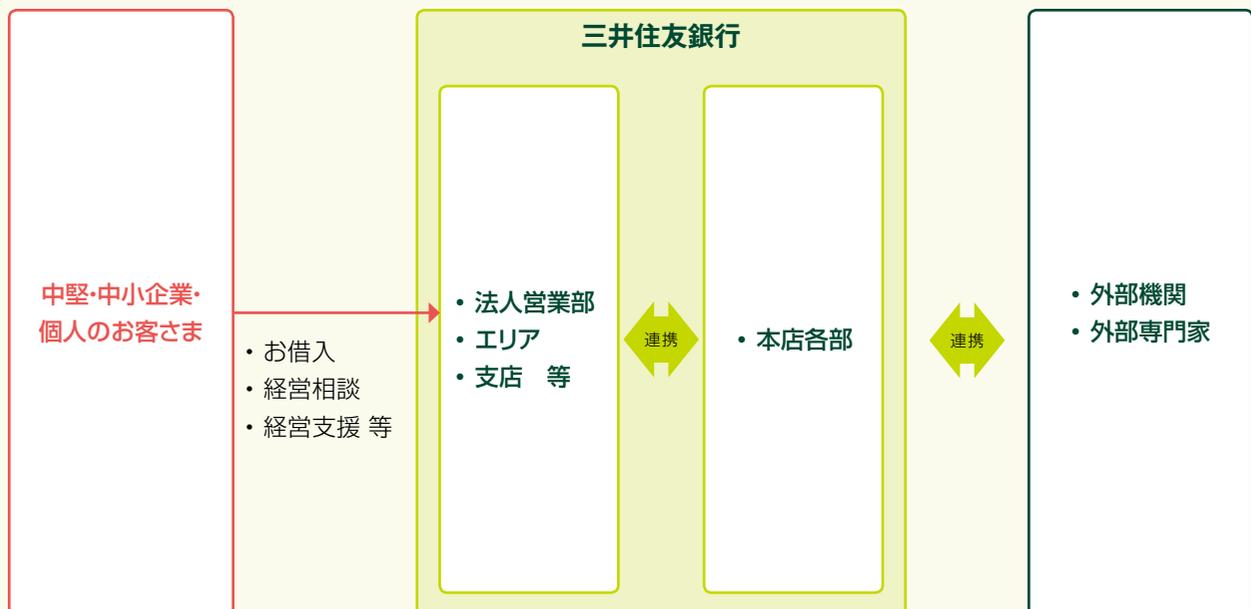
三井住友銀行では事業承継ニーズの高まり等、中堅・中小企業のお客さまの法個一体となったお取引ニーズへの対応を強化するため、2014年4月に「エリア」を設立しました。エリアでは法人・個人一体でのご相談受付に加えて、SMFGのグループ各社のネットワークを活かした専門的なサービスのご提供が可能な態勢となっています。事業資金の融資に加え、海外事業展開やビジネスマッチング、事業承継、社内制度改革等の相談、個人の資産運用や融資、相続、資産承継等の相談等、幅広いお客さまのニーズに対してSMFGのグループ各社できめ細かくサポートしていきます。

三井住友銀行では今後も引き続き、日本経済を支える中堅・中小企業およびそのお客さまの多様なニーズにお応えできるよう取り組んでいきます。

### 創業・新規事業開拓、成長企業への支援

三井住友銀行では、ベンチャー企業に対して、SMBCベンチャーキャピタルによるベンチャー投資、三井住友銀行による成長性評価融資、SMBC日興証券やSMBCフレンド証券による株式公開支援等、お客さまの成長ステージに沿った支援を行っています。また、ベンチャー企業と大企業のアライアンスニーズも足許高まっており、三井住友銀行および参加企業間の技術やアイデアの出会いの場「オープンイノベーションミートアップ」や、異業種コンソーシアム「III(トリプルアイ)」主催のピッチコンテスト「未来2016／2017」等各種イベントを開催しました。ほかにも、著名な外部ベンチャーキャピタルや大学、研究機関等との連携を積極的に進めており、日本における「ベンチャー創造エコシステム」構築に向けて活動しています。

#### ▶ 中堅・中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況



## 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

三井住友銀行では、円滑な金融仲介機能の発揮に努めるとともに、お客さまが抱える経営課題にも目を向け、それぞれの経営課題やライフステージに応じた最適な解決策をお客さまの立場に立って提案させていただき、十分な時間をかけて実行支援する等、コンサルティング機能の一層の発揮に努めています。具体的には、お客さまの資金調達や経営課題解決のニーズにお応えするために、各種ローン商品を豊富に取り揃えているほか、業務斡旋や海外進出、事業承継サポートといった各種ソリューションを用意しています。

また、外部専門家\*1や外部機関\*2等とも適宜連携しつつ、経営改善計画の策定サポートや経費節減・資産売却等の経営改善アドバイス等を通じて、お客さまの経営改善や事業再生等を支援しています。

さらに、自然災害等により被災されたお客さまに関しましては、お客さまの生活や事業の再建を支援するため、最適なソリューションの提案・実行支援を行っています。

\*1 SMBCコンサルティング、税理士、会計士等

\*2 中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構等

## 地域の活性化への取組

経済環境の変化に伴い、地方自治体および地域金融機関が果たすべき役割も多様化し、地域の産業振興や地元企業の海外進出支援に対する期待がますます高まっています。地方自治体・地域金融機関にとっても、海外を含めた幅広いネットワークと正確でタイムリーな情報収集が必要になっています。SMFGでは、このようなニーズに対して、国内外のネットワークを利用した各種サービスの提供を行う等、地方自治体・地域金融機関との連携に取り組んでいます。

地方創生が政府の重要政策に掲げられるなか、各地方自治体が地域活性化のために策定した「地方版総合戦略」は実行段階に移行しています。三井住友銀行では、地方自治体等と連携協定を締結すること等により、地域における産業振興等を支援してきましたが、2016年5月には、新たに神戸市とも「産業振興にかかる連携協力に関する協定」を締結しました。

引き続き全国の地方自治体および地域金融機関と連携・協力し、三井住友銀行のネットワークを活用して、地域経済に貢献すべく地方創生に取り組んでいきます。

## ▶ 金融円滑化への取組

三井住友銀行は「金融円滑化に関する基本方針」に基づき、真摯かつ丁寧な顧客対応、円滑な資金供給、コンサルティング機能の発揮に努めていきます。

### 金融円滑化に関する基本方針

- ① 新規融資・貸付条件変更等のお申し込みに対する適切な審査を実施します
- ② お客さまに対する経営相談・経営指導及びお客さまの経営改善に向けた取り組みに対する支援を適切に実施します
- ③ お客さまの事業価値を適切に見極めるための能力向上に努めます
- ④ 新規融資・貸付条件変更等のご相談・お申し込みに対してお客さまへの説明を適切かつ十分に実施します
- ⑤ 新規融資・貸付条件変更等のご相談・お申し込みに対するお客さまからのお問合せ、ご相談要望及び苦情に適切かつ十分に対応します
- ⑥ 貸付条件変更等のお申し込みや、第三者機関等を通じた各種お申し出等にあたっては、関係する他の金融機関等がある場合には緊密な連携を図ります
- ⑦ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証に関して適切に対応します